

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」 の成立を受けて（談話）

本日、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が成立した。この法律は、これまでの各党並びに政府関係機関における、時代に対応した新たな過疎対策のあり方に関する議論が結実したものであり、関係各位のご尽力に対して心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げる次第である。

新過疎法においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地域経済の不安定さや過疎地域が未だ厳しい状況に置かれていることを十分考慮いただき、「一部過疎」や「みなし過疎」を含めた過疎地域の指定要件を定めていただくとともに、対象から外れる団体に対しては経過措置を充実していただいた。さらには、過疎地域における雇用の確保を推進するため、国税及び地方税に係る税制上の優遇措置を拡充・延長する等、これまで全国市長会及び過疎関係都市連絡協議会が要請してきた事項が盛り込まれており、大いに評価するものである。

また、「過疎地域の持続的発展」を今後の過疎対策の目的として明示されたことを踏まえ、過疎関係都市は、過疎地域の振興・持続的発展、地方創生の実現に向けて、それぞれの実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだ取組を続けてまいる所存である。

政府におかれては、新過疎法の趣旨を踏まえ、各地域の主体的な取組を最大限尊重するとともに、過疎地域の振興・持続的発展が図られるような過疎対策の一層の推進と、過疎対策事業債の所要額をはじめとする予算の確保・充実等について、積極的かつ万全な措置を講じられたい。

令和3年3月26日

全国市長会

過疎関係都市連絡協議会

会長 八幡平市長 田村 正彦